

令和 7 年度事業計画書

〔令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日〕

I 基本方針

我が国の「食」を巡る情勢をみると、人口減少や高齢化に伴い、国内の食市場が量的に縮小すると見込まれる一方、消費者ニーズは多様化、個別化し、食の外部化が進展している。

このような食を巡る市場変化に対応しつつ、食品産業においては、看護食品の開発やスマートミール（健康に役立つ栄養バランスのとれた食事）の普及、食と先端技術を掛け合わせたフードテックの展開等、新たな市場創出に向けた取組が展開されている。

他方、平成 25 年の和食文化のユネスコ無形文化遺産登録を踏まえた和食文化の継承に向けた取組、地産地消による地域活性化に向けた取組、令和 3 年に決定された第 4 次食育推進基本計画に基づく食育の推進に向けた取組等、国民と「食」のつながりがこれまで以上に深まりつつある状況にある。

このような中、消費者サイドの視点から、食品の生産、加工、流通、販売のプロセス全体を把握し、それをより良く改善するための総合的な知識と技術を身につけた「食の専門家」であるフードスペシャリストに求められる社会的な役割と期待は、一層増してきていると考えられる。また、フードスペシャリストの育成は、我が国の食品産業の健全な発展と国民の豊かな食生活の確保に寄与するものである。

このため、当協会は、フードスペシャリストの育成・強化を図る観点から、資格認定試験の円滑な実施、養成機関の認定、養成機関研修会の実施等を行うとともに、フードスペシャリストの認知度向上に結び付く各種の広報活動に取り組むこととする。

II 事業内容

1 教育内容の企画、指導及び助言に関する事業

(1) フードスペシャリスト養成の充実・強化に向けた検討

新たなフードスペシャリスト資格認定制度の着実な実施を含め、フードスペシャリスト養成の充実・強化を図る観点から、専門委員会において、様々な課題を整理し、その対応方向についての幅広い検討を行う。

(2) 協会指定テキストの改訂

協会指定テキストについては、令和 6 年度において「食品の官能評価・鑑別演習」の改訂等を行ったところであるが、引き続き、増刷時に最新の情報を踏まえた修正やデータの更新等を行う。

2 資格認定試験に関する事業

(1) 令和7年度フードスペシャリスト資格認定試験の実施

令和7年度フードスペシャリスト資格認定試験を12月21日(日)に全国の会員校等で実施する。試験は、フードスペシャリスト資格試験と専門フードスペシャリスト資格試験を分けて行う。

また、資格認定試験問題の作成及び合否の判定については、専門委員会において行う。

(2) フードスペシャリスト資格認定証の交付等

フードスペシャリスト資格認定試験の合格者のうち、申請のあった養成機関の卒業者等に対しフードスペシャリスト資格認定証を交付する。

また、会員校から推薦があったフードスペシャリスト資格を優秀な成績で取得した者に対し表彰状を授与するとともに、令和6年度フードスペシャリスト資格認定試験において、特に優秀な成績で合格した者に対し、専門委員会の推薦に基づき特別表彰を行う。

3 フードスペシャリスト養成機関認定に関する事業

本協会の正会員又は正会員となる資格を有する教育機関からの養成機関認定に係る申請については、専門委員会において審査を行い、その結果を踏まえ、理事会において認定の可否を決定する。

4 名誉フードスペシャリストの表彰に関する事業

昨年度に引き続き、フードスペシャリストが目指す目標像として、「食に関する専門的、総合的知識と技術を有し、食品産業に貢献した者」、「食についての明確な情報を広範に提供することにより、国民の食生活の向上に顕著な功績をあげた者」を名誉フードスペシャリストとして表彰する。

5 助成、研究、研修等に関する事業

(1) 食に関する国民一般向け啓発事業

国民の食に対する正しい理解を深めるため、引き続き、名誉フードスペシャリストの活動と連携する形で、食に関する一般向け啓発活動を推進する。その際、応募のあった企画の中から審査会で承認された事業について、協会が助成措置を講じる。

(2) 研究・調査等

令和6年度にフードスペシャリスト資格を取得した者を対象として、就職状況等に関するアンケート調査を行い、その結果を会報及びホームページに掲載する。

(3) 研修会の開催

令和7年8月にフードスペシャリスト養成機関研修会を東京で開催する。研修会の具体的な内容や日程については、専門委員会において検討の上、正会員である会員校及び個人会員に案内するとともに、ホームページに掲載する。

6 情報の収集及び提供に関する事業

(1) 会報の発行及び配布

資格認定試験の内容と結果、協会を巡る事情等を内容とする会報「JAFS NEWS LETTER」を年1回発行し、会員、関係機関等に配布する。

(2) 広報活動

①ホームページ等の充実・強化

名誉フードスペシャリスト表彰制度、専門フードスペシャリスト資格認定制度、食品関連企業就業者向け資格認定制度等の新たなフレームに即しつつ、協会ホームページやパンフレット等の各種広報媒体の充実・強化を図る。

②食品関連企業への普及啓発活動

食品関連企業は、フードスペシャリストの資格を取得した学生の採用先であるのみならず、専門フードスペシャリスト資格の受験者となる就業者を抱える場であるにもかかわらず、現状においては、フードスペシャリスト等に関する理解が十分とは言えない実情にある。

このため、フードスペシャリスト及び専門フードスペシャリストに係るパンフレット等のPR資料や実際の試験問題を当協会から食品関連企業に送付する普及啓発活動等を実施する。

③管理栄養士及び栄養士養成施設等への掘り起こし活動

フードスペシャリストの養成機関数の増加を通じたフードスペシャリストの資格取得者数の伸長を図るため、専門学校を含む管理栄養士及び栄養士養成施設等がフードスペシャリストの養成機関となることについての掘り起こし活動を実施する。

④広域広報媒体を通じたPR活動

フードスペシャリスト資格認定制度に関する各種情報を「日本食糧新聞」（日本食糧新聞社）、「全私学新聞」（全私学新聞運営委員会）、「日本食生活学会誌」（建帛社）、「全栄施協月報」（全国栄養士養成施設協会）等に必要な応じて適宜掲載するPR活動を実施する。

(3) フードスペシャリスト資格認定試験過去問題集の発刊

令和8年2月を目途に、「2026年度版フードスペシャリスト資格認定試験過去問題集」を発刊する。

(4) 養成機関への資料提供

フードスペシャリスト養成機関に対し、関係機関から提供された各種資料を必要に応じて配布する。